

経営会議の内容

件 名	大和市市税条例の一部改正について
所 管 部	総務部
日時・場所	平成24年10月23日（火） 10:00～10:35 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、消防長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、収納課長、市民税課長、資産税課長、財政課長
提 出 理 由	地方税法の改正等に伴って市税条例を一部改正するにあたり、その内容について承認を得るため
会議経過	【主な意見等】 <個人市民税均等割の増額について> ・今回の増額分は使途が明言されており、特定財源のようにも見える。通常、市税収入は一般財源として取り扱うが、いかがか。 （所管部）取り扱い是一般財源だが、法の趣旨にのっとり十分な使途の説明が必要であると考えている。 ・個人市民税が増税となるが、市民への周知はどのようにするのか。 （所管部）実際の課税となる平成26年度にかけて、広報誌やホームページ、納税通知書などを活用し、広く丁寧に周知、説明を行っていく。 ・市税の増収や、防災・減災事業における歳出の増額などから、地方交付税への影響はあるのか。 （所管部）増収により基準財政収入額が増加することから普通交付税は減額となるが、防災・減災事業については、震災復興特別交付税の措置により賄われる見込みである。 ・均等割を増額しない場合、どのような影響があるか。 （所管部）普通交付税の基準財政収入額が標準税率の75%で算定されることから、増額しない場合は（実際に増収しない額も基準財政収入額に算定されるため）普通交付税の減額分を市が賄うことになる。 ・均等割額の増額の期間と充当の対象となる防災・減災事業の実施年度が相違しているが、これはなぜか。 （所管部）国の制度設計では、平成23年度から27年度に実施される防災・減災事業について、まずは地方債を財源に充当し、均等割額の増額分はその償還に充てることとしている。 ・均等割額の増額は、どこも500円で決定しているのか。 （所管部）市によってはまだ議決されていないが、法律の規定のとおり500円を加算することになっている。 ・個人市民税が増額になることで、低所得者層に対する減免措置の見直し、低所得者への対応は考えているか。 （所管部）予定していない。 <地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入について> ・今回定める固定資産税の課税標準額を減額する特定割合は、今後変更の予定はあるか。 （所管部）下水道条例による水質に関する規定とあわせて検討の必要がある内容であることから、その規定に変更がなければ、特例割合も変更はないと考えている。

	・本市が該当しない、もう一つのわがまち特例による条項については、今後対応の必要が生じるか。 （所管部）特定都市河川の流域に設置される雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準額を減額する特例割合であることから、本市域の河川が特定都市河川の指定を受けたときには、今回同様市税条例の改正を行う予定である。 ・わがまち特例の改正、個人市民税に関する改正、行政手続条例の適用に関する改正の施行日はすべて同じではないのか。 （所管部）個人市民税については、納税者に対する周知期間を十分に確保したいことから、行政手続条例の適用については法の施行日に合わせる必要があることから平成２５年１月１日となった。 わがまち特例に関しては法律が平成２４年４月１日に施行され、平成２５年度課税分以降が適用されることから、賦課期日である平成２５年１月１日以前に施行しておく必要があるため、公布日施行としている。
会議結果	案のとおり、進めていく。